

平成30年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（経済部審査） 開催状況

開催年月日 平成30年3月15日
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
 答弁者 観光振興監、国際観光担当局長、観光局参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 カジノ誘致の対応等について (佐野委員) 知事は、これまで道内へのカジノ誘致については、中立の態度を装ってきましたが、今定例会の道政執行方針説明でIRについて本道の地域振興に資する制度設計となるよう国に要請するとカジノ誘致に前向きともとれる姿勢を明らかにしました。</p> <p>昨年第3回定例会で「世界最高水準のカジノ規制」が緩められる恐れはないのかとただしましたが、知事は「国に対し必要な施策を求める」と国任せの答弁に終始してきました。その後、なし崩しに規制が緩められており看過できないことから、以下伺います。</p> <p>(一) 政府の「カジノ実施法案」について 1 回数制限について (佐野委員) 報道によりますと、政府が検討している入場回数制限は「連続する7日間に3回」かつ「同28日間で10回」までに制限。これが依存症対策と言えるのでしょうか。これで道民を守れると考えるのでしょうか、見解を伺います。</p> <p>1-再 回数制限について (佐野委員) あまりに国任せです。週3回は、かなり頻繁です。既に依存症の域であると思うのですが、そうは考えないのでしょうか。これでは道民を守れないと国に言うべきではありませんか。伺います。</p> <p>1-指摘 回数制限について (佐野委員) 7日間で3回は、既に依存症とまず指摘をします。</p>	<p>(観光局参事(沖野)) IRにおけるカジノ規制についてでございますが特定複合観光施設、いわゆるIRは、一昨年12月に成立したIR推進法において、「依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。」などの附帯決議がなされたところでございます。</p> <p>これを受け、国における有識者で構成するIR推進会議では、昨年7月、入場回数の制限やマイナンバーカードによる本人確認など依存防止対策を盛り込んだ取りまとめがなされ、国においては、こうした附帯決議や取りまとめ結果を踏まえ、検討を進めているものと承知しております。</p> <p>道としては、こうした規制等を含めIRが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうか引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>(観光局参事(沖野)) IRにおける入場回数制限についてでございますが国におけるIR推進会議での取りまとめでは、カジノ施設への入場回数の制限について、「依存防止の観点からは、顧客に対して常態的にカジノ施設に入場できる環境をつくらないことが必要かつ効果的」とされており、国においては、短期の回数制限を「連続する7日間に3回」、長期の回数制限を「連続する28日間に10回」とした制度設計案を自民党及び公明党のIR検討プロジェクトチームに提示したと承知しております。</p> <p>入場回数制限の設定にあたりましては、シンガポールなど他国の例を参考にした長期の回数制限に加え、他国では例がない短期の回数制限を設定したものと認識しており、道としては、依存症予防等に資する適切な入場回数制限が設定されるよう、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 入場料について (佐野委員) 「入場料は1回2千円」と提案されており、「高すぎる」との意見も出ていると報道されています。この金額で本当に利用抑制につながると考えますか、伺います。</p> <p>2-1 指摘 入場料について (佐野委員) 1回に2千円、映画1本見るだけの金額では、入場を抑制する効果はまったく期待できない、道民を守る設定であるとは、到底いえないことを指摘します。</p> <p>(二) 海外事業者への意向調査について 1 調査の目的と概要について (佐野委員) 道が行った海外事業者への意向調査の目的と概要について伺います。</p> <p>2 調査の是非について (佐野委員) 道民的な議論を置き去りにして、道民の頭越しに海外事業者に対してお伺いを立てるのは、違うのではありませんか。 道民にどう説明するのでしょうか。</p>	<p>(観光局参事(沖野)) 入場料についてでございますがIR推進会議の取りまとめでは、カジノ施設への入場料の水準について、「安易な入場抑止を図りつつ、日本人利用客等に過剰な負担とならないよう、金額を定めるべきである」とされており、国においては、インターネットによるアンケート結果や他のアミューズメント施設の入場料などを参考に、入場料2,000円を法定する制度設計案を自民党及び公明党のIR検討プロジェクトチームに提示したと承知しております。 依存症対策としての入場料の効果について、科学的知見は必ずしも確立されていないとされておりますが、入場料を賦課することにより、カジノ施設への安易な入場を抑制できるなどのメリットがあるものと認識しており、道としては、依存症予防等に資する適切な入場料が設定されるよう、引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>(観光局参事(沖野)) IR事業者に対する意向調査の目的などについてでございますが国においてIRに係る検討が進んでいる状況に鑑み、今後、道としてIR誘致について検討を行っていく際の参考とするため、実績のある海外のIR事業者に対し、北海道での事業展開についての考え方を確認したものでございます。 本調査においては、日本でのIRに関心があると考えられる34者に照会したところ、11者から回答をいただき道内でIR開発の検討対象としている地域に関する考え方や開発のコンセプトなどについて提案を受けたところでございます。</p> <p>(観光局参事(沖野)) 意向調査の必要性についてでございますがIRについては、IR実施法案の内容など、具体的な国の考え方が明らかになっていないことなどから、その導入について判断できる状況にはないものと認識しております。 道としては、IR誘致の判断を行う際には、あらかじめ、道内でのIR開発に関する海外のIR事業者の関心の度合いや、対象地域に関する考え方などについて把握しておくことが重要と考え、国の動きに適切に対応できるよう調査を実施したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 苦小牧市民の声について (佐野委員) I Rの導入を判断できないとしながら、道民ではなく海外事業者の意向を調査するのは、やはりおかしいと言わざるを得ません。 苦小牧では「カジノ誘致に反対する苦小牧市民の会」が1万筆を超える署名を集めて、カジノ誘致に反対する運動を続けています。また、一昨日も子どもに関わる道内の六団体から要請があったとのこと。こうした道民の声にこそ、真摯に耳を傾けるべきではありませんか。</p> <p>3-再 苦小牧市民の声について (佐野委員) 苦小牧市民の会は昨年11月に総会決議をし、道はその決議を受け取ったと承知しています。また、一昨日も要請を受け取ったと報じられました、道民から受け取った声を道はどう受けとめ、どう生かすのでしょうか。</p> <p>(佐野委員) 本当に受け止めているのかと、多くの道民は疑念を抱いているのではないのでしょうか。知事は行動が伴っていません。</p> <p>(三) カジノ議連について 1 カジノ議連への出席について (佐野委員) 知事は、2月14日、衆議院第一議員会館で行われた「国際観光産業振興議員連盟」I R議連総会に岩倉苦小牧市長とともに出席し、推進自治体等からの意見表明で先頭に立って発言したと承知しています。この会議の性質と参加の目的、意義について伺います。</p> <p>2 発言の真意について (佐野委員) I R推進議員と積極的な知事の会合に参加するために東京まで出向いたということと受け止めますが、知事は北海道の優位性をアピールし、「地方創生加速のためにも4～5カ所の区域認定を行っていただきたい」と要望したい旨発言されたとのこと。この発言の真意を伺います。</p>	<p>(観光局参事(沖野)) I R誘致に関する道民の意見についてでございますが、I Rについては、ギャンブル依存症などの、社会的影響を懸念する声など、さまざまな意見があるものと認識しており、道では、今年度、道内各地でセミナーを開催し、国が進めようとしている日本型I Rの動向や依存症対策などに関し、幅広い情報提供を行っているほか、苦小牧市においても、I Rについての市民セミナーを複数回開催し、それぞれに質疑応答の場を設けているところでございます。 道としては、こうしたセミナーなどを通じて、I Rに対する道民の皆様方の意識の把握に努め、今後の本道でのI R誘致の検討に生かしてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(観光局参事(沖野)) I Rに関する様々なご意見についてでございますがI Rの検討に当たりましては、道民の皆様方の意見を受け止めることが重要であります。 道としては、今後とも、I Rについての認識を深めていただけるよう幅広い情報の提供に努めるとともに、ご指摘の要請を含め、道民の皆様からの様々なご意見を参考にさせていただきながら、検討を深めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(観光局参事(沖野)) 国際観光産業振興議員連盟などについてでございますが国際観光産業振興議員連盟、いわゆるI R議連は、国際観光産業の振興について調査・研究・実行に取り組んでいくことを目的として、2010年に超党派の国会議員により発足したものでございます。 2月14日に開催されたI R議連の総会については、同議連の会長から、現在開会中の国会への提案を行おうとしているI R実施法案の成立に向けて、地方自治体の意見を伺いたいとの出席要請を受けたことから、北海道、大阪府、和歌山県、長崎県の各知事などが出席し、I Rに係る各地域の取組状況やI Rの制度設計についての要望等を行ったところでございます。</p> <p>(観光局参事(沖野)) I R議連総会における知事の発言についてでございますがI R議連の総会においては、地域の魅力や強みを最大限に生かした地方ならではのI Rを実現いただくとともに、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策等が盛り込まれた制度設計がなされるよう、これまでと同様の考え方について、知事が意見を表明したところでございます。 また、大都市のみならず、地方でのI R導入の可能性を高める観点から4から5カ所の区域認定を行っていただくよう、要望したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 発言の影響について (佐野委員) 要するに、北海道でもカジノをという意味だと思いますが、これまでの推進法など国の議論では「国内に2～3か所」だったのが、この会議での発言以降、自民党内の部会でも「地方の声に配慮して4～5か所にするべき」と両論併記になりました。高橋知事が先頭に立って国を動かし、カジノを推進、拡大していると言われても否定できない状況であります。道民にどう説明するのでしょうか。</p> <p>3-再 発言の影響について (佐野委員) 判断できる状況にないと言いつつも、IR誘致を表明している知事と並んで枠を拡大せよとの発言は誘致を表明しているのと同じこと誰も受け止めると思えますが、いかがか伺います。</p> <p>(佐野委員) 判断できないと言いますが、誘致に前のめりであることは、明かであります。知事に直接伺いたいと思えます。</p> <p>4 ギャンブル依存症対策について (佐野委員) 今でも日本にはパチンコなどのギャンブル依存症を疑われる方が70万人もいます。国会でもギャンブルへの依存を予防する法案が提出されていますが、これを審議することが先ではありませんか、いかがか伺います。</p> <p>4-再 ギャンブル依存症対策について (佐野委員) 他の先進国と比べても、ギャンブル依存症を疑われる人の割合が高い日本では、カジノによるリスクは計り知れません。世論の根強い反対も身内やや近しい人もギャンブルに泣かされた人が多いことの現れであると思えます。道はIR事業者の意向調査などではなく、既に深刻なギャンブル依存症の実態を、関係部と連携して調査すべきではありませんか。伺います。</p>	<p>(国際観光担当局長) 知事の発言の影響についてでございますが、IR議連の総会におきましては、出席した地方自治体の知事等がそれぞれの立場で意見を述べ、和歌山県知事から5つ程度の認定が必要である旨の発言がございましたほか、長崎県知事からも地方都市へのIR導入について要望されたところでございます。 国におきましては、こうした地方の意見なども含め区域認定についての検討が進められているものと認識してございます。</p> <p>(国際観光担当局長) 道のIRに関する考え方についてでございますが、道といたしましては、これまででも国に対し、地方でのIRの実現やギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計について要望してきたところでございます。 現時点におきましては、IR導入について判断できる状況にはないものと考えておりますが、IRが本道の振興に資する制度設計になりうるかどうか、引き続き、国の動向を注視するとともに、必要な対策を求めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(国際観光担当局長) ギャンブル依存症などへの対策についてでございますが、IR推進法の附帯決議において、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること」とされておりますことなどを踏まえ、国におきましては、ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたギャンブル等依存症対策基本法案が、複数の政党から国会に提案されているところでございます。 道といたしましては、IR実施法案の検討を進めるにあたっては、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する対策が盛り込まれた制度設計が確実に進められることが必要と考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p> <p>(国際観光担当局長) ギャンブル依存症への対応についてでございますがIRに限らずギャンブル等依存症対策につきましては、現在、国において、関係行政機関が連携し、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととしており、昨年8月の国の取りまとめにおきましては、ギャンブル等依存症対策を講じていく上で、正確な実態を把握するため、継続的な全国調査の実施方針について検討を進めることとしていただいております。 道といたしましては、こうした国の検討状況を踏まえ、道内における依存症対策を推進してまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4－指摘 ギャンブル依存症対策について (佐野委員)</p> <p>国の状況を踏まえ、対策を推進とは痛みの分からない、あまりに冷たい答弁だと思います。私の父はパチンコ店に入り浸り、家にまともにお金を入れないばかりか、サラ金にも手を出しました。小6で離婚するまで、毎日サラ金から電話がかかってくるしていました。パチンコが無ければ、もう少し普通だったのかなと思います。今も多くの子どもが親のギャンブルに辛い悲しい思いをしているはずで、6団体の要請にある家庭が崩壊して子どもの育つ環境がますます劣悪になると言う言葉には、こうした思いが詰まっているはずで、道はこの言葉の重さを深く真剣に受け止めなければならないのだと強く指摘をします。</p> <p>5 今後の対応について (佐野委員)</p> <p>道内観光の魅力が発信され、インバウンドは順調に延びている今、カジノについて、今一度立ち止まって考えなければならないのではないでしょうか。一部の関係者の声だけが先行している今、道も自治体も、住民の意見を聴く場を設けるなど、一度立ち止まるべきではありませんか、伺います。</p> <p>(佐野委員)</p> <p>道民意識の把握をと言いながらも、その声を聴いているとは、到底言えません。カジノは住んでよし、訪れてよしの国づくりにも反します。知事に先ほどの件、直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます、質問を終わります。</p>	<p>(観光振興監)</p> <p>今後の対応についてでございますがIRは、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になることが期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるなど、さまざまな意見があるものと認識しております。</p> <p>このため、道におきましては、道民の皆様を対象にIRに関する幅広い情報提供を行うことを目的としたセミナーを道内各地で開催し、理解を深めていただくよう努めてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後におきましても、IRに関する取組や対策などについて認識を深めていただけますよう、ホームページ等でセミナーの開催結果を情報提供するなどして、道民の皆様方の意識の把握に努めますとともに、地域における検討状況なども踏まえ、検討を深めてまいります。</p>